令和８年（フ）第５０号
福井県小浜市堀屋敷第４号25番地の４
債務者　榎　アナリン　ドクトーラこと　ＥＮＯＫＩ　ＡＮＡＬＹＮ　ＤＯＣＴＯＲＡ
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１０２５号
京都市下京区楊梅通新町東入上柳町225番地ランドマークシティ京都烏丸五条404
債務者　小林　竜二
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０３５号
京都市東山区本町通五条上る二丁目森下町543番地　アルカディア五条坂306号
債務者　椿原　ねね
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０４２号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島４棟202号
債務者　中野由美子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２１１号
神戸市西区富士見が丘４丁目６番地の17、前住所兵庫県高砂市曽根町455番地の３
債務者　ＺＥＮＳＨＯこと　篠原　茂仁
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第９４６号
広島県大竹市小方１丁目６番７号
債務者　三宅　弘春
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５７号
山口県周南市岡田町８番12号　メゾンローラ203号
債務者　渡部　　淳
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第２７８号
徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示22番地５
債務者　小野　奈美
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２０号
佐賀市鍋島一丁目10番１号　セジュール・ドエル　Ａ201号
債務者　小野　茂伸
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１１３号
東京都国立市中２丁目９番地の２ニューグリーンコーポ102
債務者　坂本佳代子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４３６号
東京都羽村市小作台三丁目21番地６エミネンス矢本203
債務者　高本　友理
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２８７号
沖縄県糸満市字真壁54番地の９
債務者　山下みなみ（旧姓田仲）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３１６号
沖縄県那覇市字上間192番地１　美島アパート302
債務者　小川　真吾
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３２７号
沖縄県浦添市内間３丁目３番８－201号　Ｍマンション、住民票上の前住所東京都江戸川区西瑞江５丁目６番地86
債務者　成田　春美
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第６７９号
神戸市須磨区川上町１丁目２番18号　川上町ハイツ301号室
債務者　坂内　青龍
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２号
兵庫県たつの市御津町苅屋1203－８　大西ハイツ東棟201、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区興浜1186番地15
債務者　吉永　昌子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第５５号
鹿児島県南さつま市加世田武田17376番地１　ドリームＴＨＫ203号、従前の住所鹿児島県南さつま市加世田小湊2069番地　県営万世団地Ｂ棟103号
債務者　阿久根琴美
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係